

審査の結果の要旨

氏名 児島 博紀

本論文は、教育機会の平等に関わる規範的諸問題について、20世紀の米国を代表する思想家であるロールズ（John Rawls, 1921-2002）によって提唱された正義論を再検討することを通じて考察したものである。従来の研究では、教育機会の平等に関わる諸問題が論じられる際、自由と平等の理念的対立として捉える図式や論じ方が多く見られた。それに対して本論文では、自由と平等の理念的対立として想定されているものをより厳密に検討しつつ、そうした〈自由 vs. 平等〉という対立軸を相対化する視点をロールズ正義論に見出すことがめざされる。

第1章では、ロールズの機会の平等観を分析し、そこに内在する自由の構想を取り出すとともに、それを自由の実効化と名づける。この構想は、従来平等と対立的に論じられる傾向があった市場化や選択の自由の議論とは異なり、むしろ自由の観点からより実質的な教育機会の平等を肯定しようとするものである。ロールズにおける自由の概念把握からそうした自由の実効化の視点を読みとることによって、〈自由 vs. 平等〉図式の相対化を本論文は果たそうとする。と同時に、ロールズの自由の実効化論における機会の平等論が、必ずしも平等な結果をもたらすわけではないことも示される。

第2章では、第1章で示されたロールズにおける機会の平等論が必ずしも平等な結果をもたらすわけではないという点を受けて、ロールズ正義論が平等主義的と形容される所以や特質はいったいどこにあるかという点が検討される。この問いについて本章では、関係論的な平等という視点から正義の二原理（平等な自由の原理と格差原理）を再検討することで、その特質が平等のみならず友愛の理念に関わることが論じられる。そしてこの正義の二原理を市民間の〈つながり〉ないし〈結びつき〉の原理として捉え直し、それが機会の平等やそれがもたらす不平等との関わりで有する意義が考察される。そしてロールズの平等論の核心が、人びとが互いに平等な自由を肯定し合うこと、また、分配が一定水準を結果的に充たすことよりも、そうした分配の方法やプロセスそのものが互恵的であることを通じて、互いを手段としてのみならず目的としても扱うことを表明するという点にあることが示される。

第3章では、前章までのロールズ正義論の再検討をふまえて、教育機会の平等に関わる規範的諸問題に対する本論文の意義があらためて確認される。教育機会の平等をめぐることは、自由と平等の理念的対立が強調される傾向があったのに対して、英語圏の教育機会の平等に関わる論争がむしろ、自由と平等の理念的対立を強調するのとは異なる論調で推移していることが示される。そうした論争において明らかになるのは平等と自由の対立ではなく平等に内在する困難であることが指摘され、この平等に内在する困難を克服するうえで、本論文によってロールズから導き出された自由の実効化という指針が有効であることが示される。

本論文は、以上のようにして、ロールズ正義の二原理が教育制度・政策を導く指針としての位置を明らかにしている。これは、結果としての平等よりもプロセスとしての自由の実効化をより高次の価値におくことで、教育機会の平等に関わる規範的諸問題を再定義する可能性を提起したのものとして学術的意義を認めることができ、博士（教育学）の学位を授与するにふさわしいものと判断された。